| 原議保存期間 | 5年(令和7年3月31日)まで |
|---|---|
| 有 効 期 間 | 一種(令和7年3月31日)まで |

各管区警察局長
各都道府県警察の長
（参考送付先）
警察大学校長
各管区警察学校長
殿

警察庁丙生企発第47号
令和元年12月18日
警察庁生活安全局長

職務質問技能伝承の更なる推進について（通達）

我が国における犯罪情勢として、平成15年以降、官民一体となった取組みにより、刑法犯認知件数は16年連続で減少し、戦後最小を更新しているほか、刑法犯検挙率も増加傾向にあるなど治安情勢に一定の改善が見られるところである。しかし、一方で、市民の身近において銃器や刃物を使用した凶悪事件や高齢者・子供等の弱者を狙った事件が相次いで発生するなど、国民の体感治安は依然改善されておらず厳しい状況にある。

さらに、近年の地方警察官において若手警察官が占める割合の増加に伴い、地域警察官の現場執行力の低下、とりわけ、凶悪事件等の未然防止及び検挙に資する手段となる職務質問技能の低下が懸念されているところである。

これら現状を踏まえ、これまで、地域警察部門においては、「職務質問技能伝承の効果的推進について」（平成20年４月18日付け警察庁丙地発第13号。以下「旧通達」という。）に基づき、職務質問技能指導者の計画的な運用、拡充等により、地域警察官の職務質問技能の伝承（以下「職務質問技能伝承」という。）に取り組んできたところであるが、こうした取組みを今後更に強力に推進していく必要がある。

各管区警察局及び各都道府県警察にあっては、指導体制等の現状と課題を確認した上で、下記事項の再徹底を図り、職務質問技能伝承の更なる推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

１　定義

(1)　職務質問技能指導班

各都道府県警察本部（北海道警察にあっては、各方面本部を含む。以下同じ。）において地域警察官の職務質問技能伝承を行う係（室、その他課に準ずるものを含む。以下同じ。）を職務質問技能指導班という。

(2)　職務質問技能指導者

職務質問技能で指定された、警察庁指定広域技能指導官（以下「広域技能指導官」という。）、本部長指定技能指導官（以下「技能指導官」という。）並びに別途示達する地域警察担当部長指定職務質問技能指導員（以下「技能指導員」という。）及び所属長指定職務質問準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）を総称して職務質問技能指導者という。

2　各都道府県警察における取組み

各都道府県警察は、地域警察官全体の職務質問技能の向上を図ることを目的に、次に掲げる取組みを重点として推進すること。

(1)　職務質問技能指導班の設置等

ア　職務質問技能指導班の設置

地域警察官の職務質問技能伝承を効率的かつ効果的に推進するため、警察本部に職務質問技能指導班を設置すること。

イ　編成等

職務質問技能指導班は、広域技能指導官及び技能指導官（以下「技能指導官等」という。技能指導官等の指定がない都道府県警察にあっては、技能指導員でも可とする。）を核として、職務質問技能指導者で編成すること。

職務質問技能指導班の設置に当たっては、専従で行う体制の確保に努めること。

ウ　職務

職務質問技能指導班の職務は、次に掲げる事項を基本とし、具体的職務については、別途示達する職務質問技能指導班の指導要領に基づき、各都道府県警察で定めること。

(ｱ)　地域警察官の職務質問技能伝承に関すること

(ｲ)　職務質問技能指導者の育成及び運用に関すること

(2)　体系的かつ段階的な職務質問技能伝承体制の構築等

職務質問技能指導者及び同候補者の職務質問技能伝承及び指揮監督を行うための能力及び実務能力に応じて、別途示達する、体系的かつ段階的な職務質問技能指導者育成システムを効果的に活用するなど、積極的に職務質問技能指導者の育成に取り組み、体系的かつ段階的に職務質問技能伝承が行える体制の拡充整備等について効果的な推進を図ること。

(3)　職務質問技能指導者の人事管理及び業務管理の徹底

ア　地域警察官に対する職務質問技能伝承が効率的かつ効果的に行えるよう、警察本部及び職務質問技能指導者の配置された所属に、別途示達する職務質問技能指導者の名簿を備付け、活動実態等の把握及び必要な指導を行うとともに、職務質問技能

指導者として一定の期間、地域警察官に対して職務質問技能伝承が行えるポストに配置して運用するなど、人事管理及び業務管理の徹底を図ること。

イ　職務質問技能は、将来にわたり伝承されていくべきものであることに鑑み、人事異動等を考慮し、予め幅広く後任候補を選定し、関係部門との連携・調整を図りながら計画的な育成を図ること。

(4)　指導対象者のニーズ等に応じた効果的な指導教養の実施

職務質問技能伝承に当たっては、各都道府県警察の地域性や犯罪情勢等を考慮した技能伝承指針を策定するとともに、講義等により効率的に職務質問技能伝承を行う集合教養、ロールプレイング方式による実戦的指導及び実際の職務質問現場における実戦指導について、指導対象者のニーズ、経験及び技能に応じた指導教養を行うほか、各種指導教養の効果について分析・検証を行うなど、効果的な職務質問技能伝承に向けた取組みに留意すること。

(5)　教養資機材の活用

効率的な職務質問技能伝承を行うため、職務質問技能指導者の経験・知識、時宜を捉えた失敗事例、職務質問のポイント等を内容とし、受講者が職務質問を実践する上で活用が容易な教養資機材の作成・活用に努めること。

3　各管区警察局における取組み

各管区警察局は、管区所在の府県警察の職務質問技能伝承を効果的に行わせることを目的に、次に掲げる管区規模での取組みを重点として、職務質問技能指導者育成のための施策、府県警察の職務質問技能伝承に係る施策に対する指導教養等を推進すること。

(1)　管区規模専科「職務質問」

現に技能指導員に指定されている者、又は、今後、技能指導員として指定が予定されている者で、職務質問技能指導者として意欲的に職務質問技能の研鑽に取り組んでいる者を対象とした専科

(2)　職務質問スキルアップ研修会

前年度の管区規模専科「職務質問」の修了者を対象に、専科修了後の職務質問技能指導者としての活動状況の検証等を目的とした研修会

(3)　職務質問技能伝承に係る指導教養等

職務質問技能伝承に係る取組みが低調な府県警察に対する指導教養並びに各府県警察の職務質問技能伝承及び技能指導者の育成に関する支援